平成２９年（フ）第１０２５号
広島市西区観音新町１丁目３番26―303号
破産者　桝元　重治
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２６号
広島市西区観音新町１丁目３番26―303号
破産者　桝元　直美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
広島市東区温品１丁目１番22号
破産者　田中　庸晃
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
広島県呉市広大新開３丁目６番67―201号
破産者　岩崎美江子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１４６号
香川県丸亀市土器町西６丁目181番地　京都あすか207号
破産者　齊藤　明治
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５０号
香川県丸亀市中府町１丁目５番62号　サーパス中府405号
破産者　三谷　英司
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５１号
香川県丸亀市中府町１丁目５番62号　サーパス中府405号
破産者　三谷　章代（旧姓長尾）
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５８号
香川県坂出市西大浜北４丁目５番55号　ニューエルディム大樹Ａ棟202号
破産者　大西　晶子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５９号
香川県坂出市府中町4960番地
破産者　松本　紀章
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１６０号
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地１（県営新宇多津団地701）
破産者　小林かずみ
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１号
香川県丸亀市城西町１丁目１番18号　クリエール城西203号
破産者　杉本　寿子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２１号
高知県安芸市川北甲3731番地　ケアハウスせいらん
破産者　秋沢　惠子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
高知県室戸市吉良川町乙3337番地
破産者　谷口　芳惠
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第１号
高知県室戸市浮津201番地
破産者　藤原　順子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県肝属郡錦江町神川2201番地イ
破産者　森満えみ子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目１番９号　中野マンション206号
破産者　河村　賢一
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第６号
鹿児島県鹿屋市白崎町４番14号　フェヴァリー白崎205号
破産者　小薗　洋也
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原2984番地２　プライムコートハナブサＡ棟202号
破産者　中村　竜也
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目２番25号
破産者　有村さやか
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１号
北海道留萌市野本町76番地　ラフィーネ102
再生債務者　二川　　薫
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（再イ）第４号
仙台市宮城野区宮城野２丁目７番62号　メゾン内藤102
再生債務者　太田　光広
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第４号
茨城県筑西市玉戸1020番地203
再生債務者　飯島　直紀
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（再イ）第１号
群馬県高崎市飯塚町1555番地９　ライフシャトー303号
再生債務者　中島　哲夫
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（再イ）第１９号
東京都葛飾区青戸７―30―１―415
再生債務者　薬師寺　栄
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部